

# 知的財産侵害物品の認定手続における 簡素化手続の対象拡大

令和 4 年 1 0 月 3 1 日  
関税・外国為替等審議会  
関税分科会  
財務省関税局

# 知的財産侵害物品の認定手続（現行制度）

## 知的財産侵害物品の認定手続

- 税関長は、模倣品等の知的財産を侵害する疑義のある貨物（以下「疑義貨物」という。）を発見した場合、**認定手続を開始し、商標権等の権利者及び輸入者に対し、疑義貨物が侵害物品に該当するか否かについて証拠・意見を提出できる旨の通知を行う。**
- 税関長は、これらの者から提出された証拠等に基づいて、疑義貨物が侵害物品に該当するか否かを認定し、**該当すると認定した場合には、その貨物を没収**することが可能。

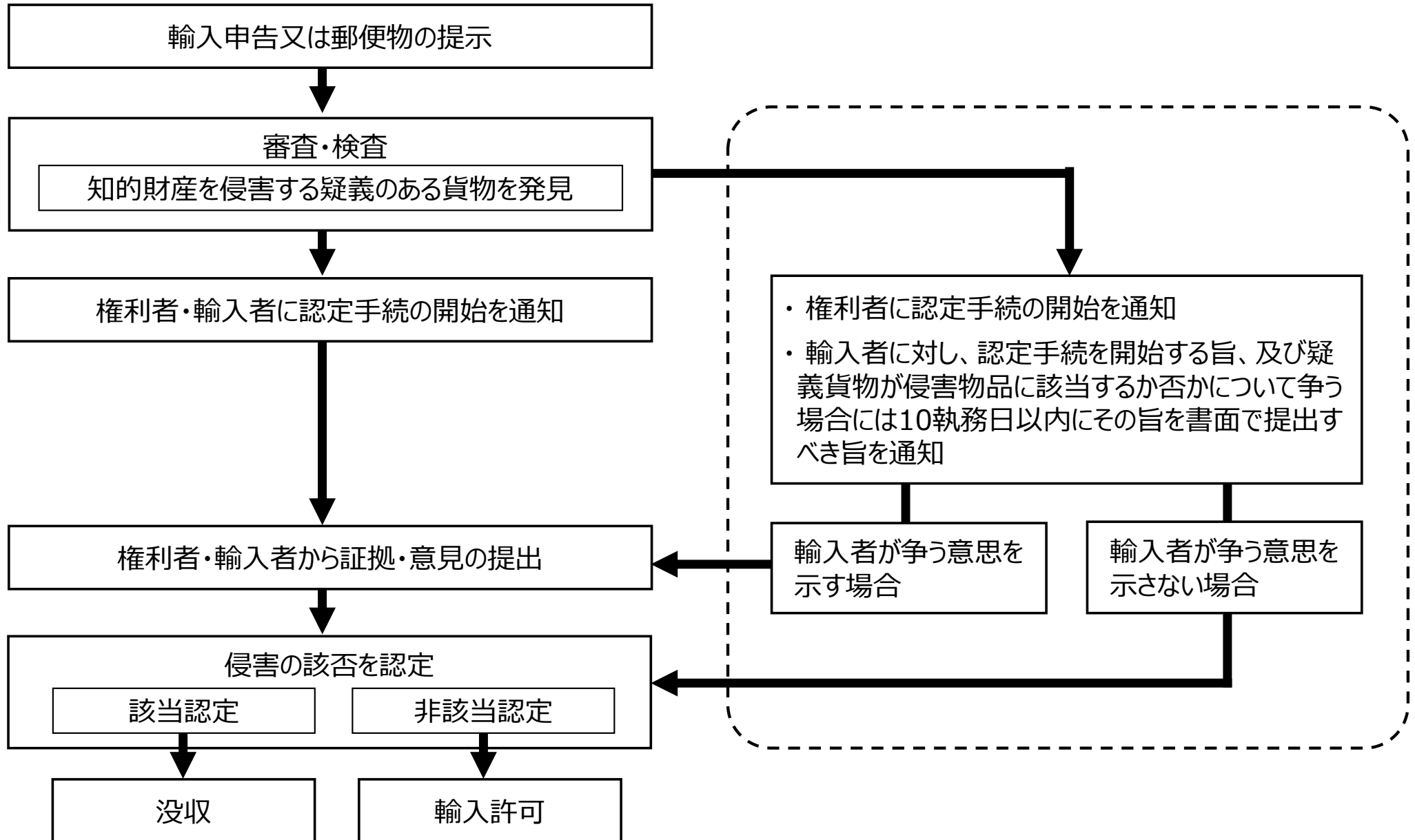
## 認定手続における簡素化手続

- 認定手続においては、従来から、輸入者から証拠・意見の提出がない場合がほとんどであったこと等を踏まえ、**平成19年6月に認定手続における簡素化手続を導入。**
- 簡素化手続においては、**輸入者が認定手続開始通知書を受領した日から10執務日以内に、侵害の該否を争う旨の申出書の提出を行わない場合**、税関長は、**権利者に証拠・意見を提出させることなく侵害の該否を認定。**

# 知的財産侵害物品の認定手続の流れ

## 通常の手続

## 簡素化手続



# 知的財産侵害物品の認定手続における簡素化手続の対象拡大（対象貨物）

## 簡素化手続の対象貨物

- 簡素化手続は、**輸入差止申立て（注）が受理された貨物**が対象。  
（注）知的財産を有する者は、自己の知的財産を侵害すると認める貨物が輸入されようとする場合には、税関長に対し、当該貨物について認定手続を執るべき旨の申立て（輸入差止申立て）を行うことができる。
- **ただし、特許権・実用新案権・意匠権・保護対象営業秘密に関する輸入差止申立てに係る疑義貨物については、対象から除外されている。**これは、手続導入当時、これらに係る輸入差止申立件数及び輸入差止件数はまだ少なく、侵害認定の技術的な部分に関し、税関が侵害の該否を即物的に判断可能かどうかについては必ずしも明らかでなかったこと等の理由による。

通常の手続の対象貨物	簡素化手続の対象貨物
<ul style="list-style-type: none"><li>○輸入差止申立てが受理された以下に係る貨物<ul style="list-style-type: none"><li>特許権</li><li>実用新案権</li><li>意匠権</li><li>不正競争防止法に基づく保護対象営業秘密</li></ul></li><li>○輸入差止申立てに基づかず、税関長が職権で認定手続を執る貨物</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○輸入差止申立てが受理された以下に係る貨物<ul style="list-style-type: none"><li>商標権</li><li>著作権</li><li>著作隣接権</li><li>育成者権</li><li>不正競争防止法に基づく営業上の利益（保護対象営業秘密を除く）</li></ul></li></ul>

- 簡素化手続の導入後、特許権・意匠権について認定手続を執る場合には、輸入差止申立て時に権利者から提出された侵害物品に該当することを疎明する資料及び識別ポイント（注）を踏まえて、**税関が侵害の該否を即物的に判断可能となる実務が定着した結果**、侵害認定の技術的な部分に関し、税関の審査において特段の問題は生じていない。

（注）疑義貨物の発見等の参考となる資料であり、真正商品又は侵害すると認める物品に特有の表示、形状、包装等の、真正商品と侵害すると認める物品を識別するポイント及び方法を示したもの。

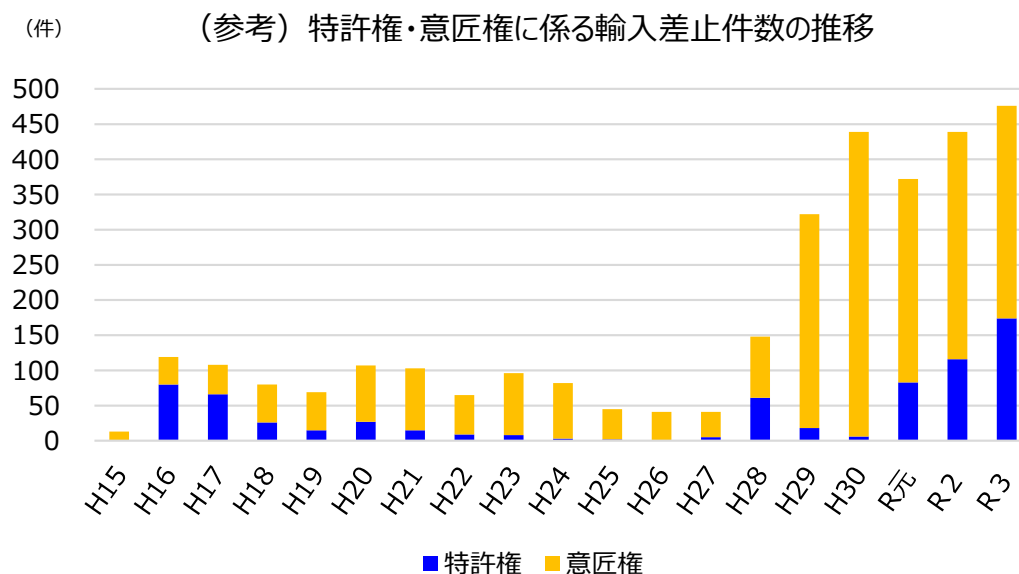
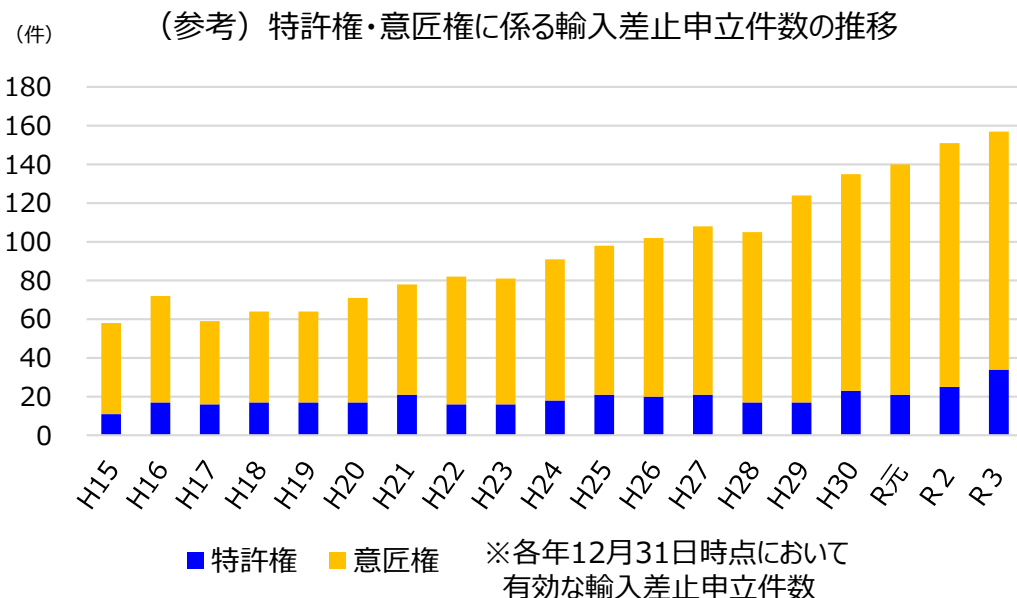
# 知的財産侵害物品の認定手続における簡素化手続の対象拡大（背景）

## 背景

- 近年の越境電子商取引の進展等に伴い、**特許権・意匠権に係る輸入差止申立件数及び輸入差止件数が増加**（注）。また、本年10月1日から海外の事業者から国内の事業性のない者に宛てて郵送等で持ち込まれた模倣品が没収対象となり、今後、**意匠権に係る認定手続に伴う事務負担の増加が見込まれる**。

（注） 実用新案権及び保護対象営業秘密に係る輸入差止申立て及び輸入差止実績はほとんどない。

- 特許権・意匠権に関する輸入差止申立てに係る疑義貨物の認定手続においては、権利者からはほぼ全ての件で証拠・意見の提出があったが、**輸入者から証拠・意見の提出があったのはごく一部**。
- 輸入差止申立てを行っている主要な特許権者及び意匠権者からは、**輸入者に争う意思がない場合であっても証拠・意見を提出しており、これに伴う業務や弁理士・弁護士への依頼費用等の負担が大きい**ため、簡素化手続の対象を特許権・意匠権まで拡大してほしい旨の要望あり。



# 知的財産侵害物品の認定手続における簡素化手続の対象拡大（改正の方向性）

## 改正の必要性

- 特許権・意匠権に係る認定手続に簡素化手続を適用することは、**権利者の人的・経済的負担を軽減**。また、これらの負担を考慮して輸入差止申立てを躊躇する権利者もいることから、本件見直しを行うことによって、**特許権・意匠権の輸入差止申立件数の増加が期待でき**、よりの確な侵害物品の水際取締りが期待できる。
- さらに、**税関にとっても**、簡素化手続の対象が拡大すれば、**事務手続の一部が削減**され、水際取締りの一層の強化に必要な税関職員のリソースの確保が期待できる。
- 一つの疑義貨物に、簡素化手続の対象・対象外の両方の知的財産に関する輸入差止申立てがなされている場合には、認定手続において、通常の手続と簡素化手続を別々に行わざるを得ない。したがって、権利者、輸入者及び税関の**事務負担軽減の観点からは、全ての輸入差止申立てに係る疑義貨物について、簡素化手続の対象とすることが適当と考えられる**。

## 改正の方向性

- 知的財産侵害物品の認定手続において、簡素化手続の対象から除外されている特許権、実用新案権、意匠権及び保護対象営業秘密（不正競争防止法）に関する輸入差止申立てに係る疑義貨物について、簡素化手続の対象とする。

# (参考) 簡素化手続の対象拡大に係る知的財産

	保護客体 保護期間	税関の主な差止事例
特許権 (特許法)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発明（自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの）</li> <li>○ 出願から20年（一部5年を限度に延長可）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スマートフォン用のグリップ・スタンド</li> <li>・テープカセット（ラベルライター用）</li> <li>・トレーニング器具</li> </ul>
実用新案権 (実用新案法)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 物品の形状、構造又は組合せに係る考案（自然法則を利用した技術的思想の創作）</li> <li>○ 出願から10年</li> </ul>	（近年差止実績なし）
意匠権 (意匠法)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 意匠（物品の形状、模様若しくは色彩若しくはこれらの結合、建築物の形状等又は画像であって、視覚を通じて美感を起こさせるもの）</li> <li>○ 出願から25年</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イヤホン</li> <li>・ゲーム機用コントローラー</li> <li>・美容用ローラー</li> </ul>
保護対象営業秘密 (不正競争防止法)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 侵害物品：技術上の営業秘密の不正使用により生産された物（そのことを知らない譲受人が輸出入する場合を除く）（注1）</li> <li>○ 保護期間の定めなし（注2）</li> </ul>	（差止実績なし）

## ※輸入差止申立ての例

### 【特許権】



スマートフォン用の  
グリップ・スタンド



テープカセット  
(ラベルライター用)

### 【意匠権】



イヤホン



ゲーム機用  
コントローラー

（写真（権利者使用許諾済）はすべて真正商品）

（注1）不正競争防止法違反物品については、輸入差止申立てを行う者は、申立てに係る侵害の事実が疎明するに足りるか等について経済産業大臣の意見又は認定を求め、その内容が記載された書面を税関長に提出しなければならない。

（注2）侵害の事実及びその行為を行う者を知った時から3年間の消滅時効と、侵害行為の開始から20年の除斥期間あり。